

環境保護部令

部令 第 48 号

汚染物質排出許可管理規則（試行）

『汚染物質排出許可管理規則（試行）』はすでに 2017 年 11 月 6 日に環境保護部の部務会議で審議採択されており、ここに公布し、公布の日より施行する。

環境保護部部长 李幹傑

2018 年 1 月 10 日

付属文書

汚染物質排出許可管理規則（試行）

第 1 章 総 則

第 1 条 汚染物質排出許可を規格化するため、『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国水汚染防止法』、『中華人民共和国大気汚染防止法』及び国務院弁公庁が配布した『汚染物質排出規制許可制実施計画』に基づき、本規則を制定する。

第 2 条 汚染物質排出許可証の申請、発給、実施及び汚染物質排出許可関連の監督管理と処罰などの行為に、本規則を適用する。

第 3 条 環境保護部は法律に基づき固定汚染源排出許可分類管理リストを制定並びに公表し、汚染物質排出許可管理の範囲と申請受領期限を明確にする。

固定汚染源汚染物質排出許可分類管理リストに掲載された企業と政府系事業組織とその他の生産事業者（以下、汚染物質排出事業者と略称）は汚染物質排出許可証を定められた期限に申請並びに取得しなければならない。固定汚染源汚染物質排出許可分類管理リストに掲載されていない汚染物質排出事業者は、

暫時、汚染物質排出許可証を申請する必要はない。

第 4 条 汚染物質排出事業者は法律に基づき汚染物質排出許可証を保持し、そして汚染物質排出許可書の規定に従って汚染物質を排出しなければならない。

汚染物質排出許可証を取得すべきにもかかわらず取得していない場合、汚染物質を排出してはならない。

第 5 条 汚染物質の発生量が多く、排出量が多い、あるいは環境損害程度の高い汚染物質排出事業者に対しては汚染物質排出許可重点管理を実施し、その他の汚染物質排出事業者に対しては汚染物質排出許可の簡素化管理を実施する。

汚染物質排出許可重点管理あるいは簡素化管理の実施対象である汚染物質排出事業者の具体的な範囲は、固定汚染源汚染物質排出許可分類管理リストの規定に従い実施する。重点管理と簡素化管理の実施内容及び要件は、本規則第 11 条が定めた汚染物質排出許可関連の技術基準、指針などに従い実施する。

市轄区を設置している市級以上の地方環境保護主管部局は、汚染物質排出許可重点管理を実施する汚染物質排出事業者を重点汚染物質排出事業者として定めなければならない。

第 6 条 環境保護部は全国の汚染物質排出許可制度の実施と監督の指導を担当する。各省級環境保護主管部局は所轄行政区域の汚染物質排出許可制度の準備、実施と監督を担当する。

汚染物質排出事業者の生産経営場所所在地の市轄区設置の市級環境保護主管部局が汚染物質排出許可証の発給を担当する。地方法規で発給権限を別途に定めている場合は、その規定に従う。

第 7 条 同一法人事業者あるいはその他の事業者に所属し、異なる生産経営場所に位置する汚染物質排出事業者は、その所属する法人事業者あるいはその他の事業者の名義で、それぞれ生産経営場所所在地の発給権限を有する環境保護主管部局（以下、発給環境保護部局）に汚染物質排出許可証を申請する。

生産経営場所と排出口がそれぞれ異なる行政区域に位置する場合、生産経営場所所在地の発給環境保護部局が汚染物質排出許可証の発給を担当し、そして

発給の前に、その排出口所在地の同級環境保護主管部局の意見を求めなければならない。

第 8 条 関連する法律の規定に基づき、環境保護主管部局は汚染物質排出事業者の水質汚濁物質、大気汚染物質など各種汚染物質の排出行為に対し総合的許可管理を実施する。

2015 年 1 月 1 日以後に建設プロジェクトの環境影響評価承認意見を取得した汚染物質排出事業者は、環境影響評価文書及び承認意見の中で汚染物質排出に関わる主な内容を汚染物質排出許可証に盛り込まなければならない。

第 9 条 環境保護部は汚染物質排出許可管理を実施する汚染物質排出事業者及びその生産施設、汚染防止施設と排出口に対し統一コード管理を実施する。

第 10 条 環境保護部は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームの構築、運用、メンテナンス、管理を担当する。

汚染物質排出許可証の申請、受理、審査、発給、変更、延長、抹消、遺失再発給は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で行わなければならない。汚染物質排出事業者の自主モニタリング、実施報告及び環境保護主管部局の監督管理法律執行情報は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上に記載し、そして本規則の規定に基づき全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公開しなければならない。

全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームの中に記録された汚染物質排出許可証関連の電子情報と汚染物質排出許可証の正本、副本は法律に基づき同等の効力を有する。

第 11 条 環境保護部は汚染物質排出許可証申請と発給技術基準、環境管理台帳及び汚染物質排出許可証実施報告技術基準、汚染物質排出事業者自主モニタリング技術指針、汚染防止に利用可能な最良の技術の指針及びその他の汚染物質排出許可の政策、基準と規範を制定する。

第 2 章 汚染物質排出許可証の内容

第 12 条 汚染物質排出許可証は正本と副本から構成され、正本には基本情報

が明記され、副本には基本情報、登記事項、許可事項、承諾書などの内容が含まれる。

市轄区設置の市級以上の地方環境保護主管部局は環境保護の地方法規に基づき、汚染物質排出許可証の中に明記が必要な内容を増加できる。

第13条 以下の基本情報は汚染物質排出許可証の正本と副本の中に同時に明記しなければならない。

(1) 汚染物質排出事業者の名称、登記住所、法定代表者あるいは主な責任者、技術責任者、生産経営場所の住所、業種の類別、統一社会信用コードなど汚染物質排出事業者の基本情報。

(2) 汚染物質排出許可証の有効期限、発給機関、発給日、証書番号とQRコードなどの基本情報。

第14条 以下の登記事項は汚染物質排出事業者が申告し、そして汚染物質排出許可証の副本の中に記録される。

(1) 主な生産施設、主な製品及び生産能力、主な原材料と補助材料など。

(2) 汚染物質の発生と排出のプロセス、汚染防止施設など。

(3) 環境影響評価の承認意見、法律に基づき分解実施したその事業所の重点汚染物質排出総量規制指標、汚染物質排出権の有償使用と取引記録など。

第15条 下記の許可事項は汚染物質排出事業者が申請し、発給環境保護部局の審査を経た後、汚染物質排出許可証副本の中で規定する。

(1) 排出口の位置と数、汚染物質の排出方式と排出先など、大気汚染物質逸散排出源の位置と数。

(2) 排出口と逸散排出源の排出汚染物質の種類、許可排出濃度、許可排出量。

(3) 汚染物質排出許可証を取得した後に遵守すべき環境管理要件。

(4) 法律法規の定めるその他の許可事項。

第16条 発給環境保護部局は国と地方の汚染物質排出基準により、汚染物質排出事業者の排出口あるいは逸散排出源の対応する汚染物質の許可排出濃度を定めなければならない。

汚染物質排出事業者が更に厳格な排出濃度の実施を承諾している場合、汚染物質排出許可証副本の中に規定しなければならない。

第17条 発給環境保護部局は汚染物質排出許可証申請と発給技術規範規定に定められた業種重点汚染物質許容排出量算定方法、及び環境質改善要請に従って、汚染物質排出事業者の許可排出量を定める。

本規則の実施前にすでに法律に基づき分解した重点汚染物質排出総量規制指標のある汚染物質排出事業者に対して、発給環境保護部局は業種重点汚染物質許容排出量算出方法、環境質改善要請と重点汚染物質総量規制指標に従って、許可排出量を厳しく定めなければならない。

2015年1月1日以後に環境影響評価承認意見を取得した汚染物質排出事業者は、環境影響評価文書と承認意見に定められた排出量が本条の第1項、第2項に定められた許可排出量より厳格な場合、発給環境保護部局は環境影響評価文書と承認意見の求めに従って汚染物質排出事業者の許可排出量を定めなければならない。

地方人民政府が法律に基づき制定した環境質期限付き基準達成計画、重度汚染天候対応措置が、汚染物質排出事業者に更に厳格な重点汚染物質排出総量規制指標の実施を求めている場合、汚染物質排出許可証副本の中に規定しなければならない。

本規則の実施後、環境保護主管部局は汚染物質排出許可証が定めた許可排出量に基づき、汚染物質排出事業者の重点汚染物質排出総量規制指標を定めなければならない。

第18条 下記の環境管理要件は発給環境保護部局が汚染物質排出事業者の申請資料、関連技術基準と監督管理のニーズに基づき、汚染物質排出許可証副本の中で規定を行う。

- (1) 汚染防止施設の運用とメンテナンス、逸散排出規制などの要件。
- (2) 自主モニタリングの要件、台帳記録の要件、実施報告の内容と頻度などの要件。
- (3) 汚染物質排出事業者の情報公開要件。
- (4) 法律法規の定めたその他の事項。

第 19 条 汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証申請時に、自主モニタリング技術指針により、自主モニタリング計画を作成しなければならない。

自主モニタリング計画には以下の内容が含まれていなければならない。

- (1) モニタリングポイント及び見取図、モニタリング指標、モニタリング頻度。
- (2) 使用するモニタリング分析方法、サンプリング方法。
- (3) モニタリングの精度保証と精度制御の要件。
- (4) モニタリングデータの記録、整理、保管の要件など。

第 20 条 汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証を記入申請時に、汚染物質排出許可証申請資料の完璧性、真実性と適法性を保証しなければならない。汚染物質排出許可証の規定によることを保証し、汚染物質排出許可証が定めた環境管理要件を実施し、法定代表者あるいは主な責任者が署名あるいは捺印しなければならない。

第 21 条 汚染物質排出許可証は許可決定した日から発効する。初回発給の汚染物質排出許可証の有効期限は 3 年で、延長更新した汚染物質排出許可証の有効期限は 5 年である。

国務院経済総合マクロコントロール官庁と国務院の関連官庁が合同で発表した産業政策リストの中に組み込まれており、淘汰を計画している立ち後れた製

造プロセス設備あるいは旧式製品に対して、汚染物質排出許可証の有効期限は淘汰計画期限を超えてはならない。

第 22 条 環境保護主管部局が汚染物質排出許可証を発給、及び汚染物質排出許可証実施状況の監督検査時には、いかなる費用も徴収してはならない。

第 3 章 申請と発給

第 23 条 省級環境保護主管部局は本規則第 6 条と固定汚染源汚染物質排出許可分類管理リストに基づき、所轄行政区域内の汚染物質排出許可証申請を受理する環境保護部局、申請手続きなどの関連事項を定め、そして社会に向けて公告しなければならない。

環境質改善の要件に基づき、一部の地域は一部の業種に対し汚染物質排出許可管理の繰り上げ実施を決定している場合、当該地域の省級環境保護主管部局は環境保護部に届け出た後に実施し、そして社会に向けて公告しなければならない。

第 24 条 固定汚染源の汚染物質排出許可分類管理リストの定めた期限以前に建設され、そして実際に汚染物質を排出している事業者は、リストの定めた期限に汚染物質排出許可証を申請しなければならない。リストの定めた期限以後に建設された汚染物質排出事業者は、生産施設の始動あるいは実際の汚染物質排出以前に汚染物質排出許可証を申請しなければならない。

第 25 条 重点管理実施対象の汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証を申請する以前に、承諾書、基本情報及び申請予定の許可事項を社会に向けて公開しなければならない。公開の手段は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームなどを含めた公衆の認知に便利な方式を選択しなければならない。公開期間は 5 業務日を下回ってはならない。

第 26 条 汚染物質排出事業者は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出許可証申請を記入並びに提出し、発給環境保護部局に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームを通じてプリントした書面申請資料を提出しなければならない。

申請資料には以下の内容が含まれなければならない。

(1) 汚染物質排出許可証申請書の主な内容には、汚染物質排出事業者の基本情報、主な生産施設、主な製品及び生産能力、主な原材料と補助材料、排気ガス、廃水などの産業廃棄物の汚染段階と汚染防止施設、申請する排出口の位置と数、排出の方式、排出の行方、排出口と生産施設あるいは作業場により申請する排出汚染物質の種類、排出濃度と排出量、適用する排出基準が含まれる。

(2) 自主モニタリング計画。

(3) 汚染物質排出事業者の法定代表者あるいは主な責任者が署名あるいは捺印した承諾書。

(4) 汚染物質排出事業者の汚染物質排出口規格化に関わる状況説明。

(5) 建設プロジェクトの環境影響評価文書の承認文書番号、あるいは国の規定に従って地方人民政府が法律に基づき処理、整理、規格化し、そして要件に適合する関連証明資料。

(6) 汚染物質排出許可証申請以前の情報公開状況の説明書。

(7) 汚水集中処理施設の経営管理事業者がさらに汚水の受け入れ範囲、汚水の受入事業者及び排出事業者のリスト、配管網の配置、最終排出の行方などの資料を提供しなければならない。

(8) 本規則の実施後に新設、改築、拡張したプロジェクトの汚染物質排出事業者が汚染物質の等量あるいは減量代替による削減を通じて重点汚染物質排出総量規制指標を獲得する状況が存在し、しかも重点汚染物質排出総量規制指標を譲渡した汚染物質排出事業者がすでに汚染排出許可証を取得した場合、重点汚染物質排出総量規制指標を譲渡した汚染物質排出事業者の汚染物質排出許可証変更完了に関連する資料を提供しなければならない。

(9) 法律・法規・規則が定めたその他の資料。

主な生産施設、主な製品の生産能力など、登録事項の中に業務上の秘密に関わるものがある場合、汚染物質排出事業者は注記を付さなければならない。

第27条 発給環境保護部局は汚染物質排出事業者が提出した申請資料を受領した後、資料の完全性、規範性について審査し、下記の状況によりそれぞれ処理する。

(1) 本規則に基づいて汚染物質排出許可証を取得する必要がある場合、即時あるいは5業務日以内に汚染物質排出事業者に対して手続きの必要がないことを告知しなければならない。

(2) 所轄行政機関の職権範囲に属さない場合、即時あるいは5業務日以内に受理却下の決定を行い、そして汚染物質排出事業者に対して発給権限を有する部局に申請するよう告知しなければならない。

(3) 申請資料が不備あるいは規定に適合しない場合、即時あるいは5業務日以内に告知書を発行し、汚染物質排出事業者が追加提出する必要がある全ての資料を知らせなければならず、即時訂正できる場合は、汚染物質排出事業者が即時訂正することを許可しなければならない。

(4) 所轄行政機関の職権範囲に属し、申請資料が完備し、規定に適合している、あるいは汚染物質排出事業者が要求に従って申請資料をすべて追加提出した場合、受理しなければならない。

発給環境保護部局は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出許可証申請の受理あるいは受理却下の決定を行い、同時に汚染物質排出事業者にその行政機関の専用印章を捺印し、日付を明記した受理書あるいは受理却下告知書を発行しなければならない。

発給環境保護部局は汚染物質排出事業者に追加提出の必要な資料を告知しなければならないが、期限を過ぎても告知が無い場合、書面申請資料受領日から受理したと見なす。

第28条 下記の状況の一つが存在するものに対し、発給環境保護部局は汚染物質排出許可証を発給しない。

(1) 法律法規が定めた建設禁止区域内に位置するもの。

(2) 国務院経済総合マクロコントロール官庁が国務院の関係官庁と合同で発

表した産業政策リストの中で、淘汰あるいは直ちに淘汰を明文で命じられた旧式生産プロセス設備、旧式製品に属するもの。

(3) 法律法規が不許可を定めたその他の状況。

第 29 条 発給環境保護部局は汚染物質排出事業者の申請資料に対して審査を行い、下記の条件を満たす汚染物質排出事業者に対し汚染物質排出許可証を発給しなければならない。

(1) 建設プロジェクトの環境影響評価文書承認意見、あるいは関連規定に基づき地方人民政府が法律に基づき処理、整理、規範化し、そして要件に適合していることの関連証明資料を法律に基づき取得している。

(2) 採用した汚染防止施設あるいは措置が、許可排出濃度の要件に達する能力がある。

(3) 排出濃度が本規則第 16 条の規定に適合し、排出量が本規則第 17 条の規定に適合する。

(4) 自主モニタリング計画が関連する技術基準に適合する。

(5) 本規則実施後の新設、改築、拡張プロジェクトの汚染物質排出事業者に汚染物質の等量あるいは減量代替による削減を通じて重点汚染物質排出総量規制指標を獲得する状況が存在し、重点汚染物質排出総量規制指標を譲渡した汚染物質排出事業者が汚染物質排出許可証の変更をすでに完了している。

第 30 条 相応する利用可能な汚染防止最良技術を採用したもの、あるいは建設プロジェクトを新設・改造・拡張する汚染物質排出事業者で、環境影響評価承認意見の求めた汚染処理技術を採用したものに対し、発給環境保護部局は汚染物質排出事業者が採用した汚染防止施設あるいは措置には許可された排出濃度要件を達成する能力があると見なすことができる。

前項の状況に適合しない場合、汚染物質排出事業者はモニタリングデータの提供を通じて証明することができる。モニタリングデータは国の環境モニタリング・計量認証規定と技術規定に適合するモニタリング設備を使用して得なければならない。国内で最初に採用した汚染処理技術に対しては、証明用に工学

的試験データを提供しなければならない。

環境保護部は全国の汚染物質排出許可証の実施状況に基づき、利用可能な汚染防止最良技術指針を適時に修正する。

第 31 条 発給環境保護部局は申請受理日から 20 業務日以内に許可を認めるか否かを決定しなければならない。許可を認める決定をした日から 10 業務日以内に、発給環境保護部局は汚染物質排出事業者に本機関の印章を捺印した汚染物質排出許可証を発給する。

発給環境保護部局が 20 業務日以内に決定できない場合、その責任者の承認を経て、10 業務日延長することができ、そして期限延長の理由を汚染物質排出事業者に告知する。

法律に基づき事情聴取、検査、検査測定と専門家の審査が必要な場合、その必要な期間は本条が定めた期限に算入しない。発給環境保護部局は必要期間を汚染物質排出事業者に書面告知しなければならない。

第 32 条 発給環境保護部局が許可を決定した場合、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームに審査結果を提出し、全国統一の汚染物質排出許可証コードを入手しなければならない。

発給環境保護部局が許可を決定した場合、汚染物質排出許可証の正本及び副本中の基本情報、許可事項及び承諾書を全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告しなければならない。

発給環境保護部局が不許可を決定した場合、不許可決定書を作成し、汚染物質排出事業者に不許可の理由、及び法律に基づいた不服申し立て申請、あるいは行政訴訟提起の権利を書面告知し、そして全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告しなければならない。

第 4 章 実施と管理監督

第 33 条 汚染物質排出許可証の改ざんを禁止する。有償貸与、無償貸与、売買あるいはその他の方式により汚染物質排出許可証を違法に譲渡することを禁止する。汚染物質排出事業者は生産経営場所内の公衆による監督に便利な位置

に汚染物質排出許可証の正本を掲げなければならない。

第 34 条 汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証の規定に基づき、国の環境モニタリング・計量認証関連の規定に適合するモニタリング設備を設置あるいは使用し、規定に基づきモニタリング設備をメンテナンスし、自主モニタリングを実施し、モニタリングの生データを保管しなければならない。

汚染物質排出許可重点管理実施対象の汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証の規定に基づき自動モニタリング設備を設置し、そして環境保護主管部局の監視設備とネットワークで接続しなければならない。

利用可能な汚染防止最良技術を採用していないものに対しては、自主モニタリングを強化し、汚染防止技術の基準達成の可能性を評価しなければならない。

第 35 条 汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証の中の台帳記録に関する要件に基づき、生産の特徴と汚染物質排出の特徴に応じて、汚染物質排出口あるいは逸散排出源により記録を行わなければならない。記録には主に以下の内容が含まれる。

(1) 汚染物質排出に関連する主な生産施設の運用状況。異常な状況が発生した場合、原因と講じた処置を記録しなければならない。

(2) 汚染防止施設の運用状況及び管理情報。異常な状況が発生した場合、原因と講じた処置を記録しなければならない。

(3) 汚染物質の実際の排出濃度と排出量。基準超過排出の状況が発生した場合は、基準超過の原因と講じた処置を記録しなければならない。

(4) その他の関連技術規範に基づき記録すべき情報。

台帳記録の保管期間は 3 年を下回らない。

第 36 条 汚染物質の実際排出量は汚染物質排出許可証の定めた排気ガス、汚水の排出口、生産施設あるいは作業場でそれぞれ計算し、下記の方法と順序に従って計算する。

(1) 法律に基づき国の規定とモニタリング基準に適合した汚染物質自動モニタリング設備を設置し使用した場合は、汚染物質自動モニタリングデータにより計算する。

(2) 法律に基づき汚染物質自動モニタリング設備を設置する必要が無い場合、国の規定とモニタリング規範に適合する手分析手法で測定した汚染物質データにより計算する。

(3) 本条第1項、第2項が定めた方法により計算できない場合は、法律に基づき汚染物質自動モニタリング設備を設置すべきであるがしていない、あるいは自動モニタリング設備が規定に適合しない場合を含め、環境保護部が定めた汚染物質発生・排出係数、物質収支法により計算する。

第37条 汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証が定めた実施報告の内容と頻度の要件に従って、汚染物質排出許可証実施報告を作成しなければならない。

汚染物質排出許可証実施報告には年度実施報告、四半期実施報告と月次実施報告が含まれる。

汚染物質排出事業者は毎年、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出許可証年度実施報告を記入、提出並びに公開し、同時に発給環境保護部局に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームを通じてプリントした書面実施報告を提出しなければならない。書面実施報告には法定代表者あるいは主な責任者が署名あるいは捺印しなければならない。

四半期実施報告と月次実施報告には少なくとも以下の内容が含まなければならない。

(1) 自主モニタリング結果に基づく汚染物質の実際排出濃度と排出量及び基準達成判定の分析。

(2) 汚染物質排出事業者の基準超過排出あるいは汚染防止施設の異常状況の説明。

年度実施報告は四半期あるいは当月の実施報告に代替でき、そして以下の内

容を増加する。

- (1) 汚染物質排出事業者の基本生産情報。
- (2) 汚染防止施設の運用状況。
- (3) 自主モニタリングの実施状況。
- (4) 環境管理台帳記録の実施状況。
- (5) 情報の公開状況。
- (6) 汚染物質排出事業者の内部環境マネジメントシステム建設と運用状況。
- (7) その他の汚染物質排出許可証が定めた内容の実施状況など。

建設プロジェクト竣工後環境保護検収報告の中の汚染物質排出に関連する主な内容は、汚染物質排出事業者がそのプロジェクト検収完了当年の汚染物質排出許可証の年度実施報告中に記載しなければならない。

汚染物質排出事業者に汚染事故による排出が発生した時、関連する法律法規と行政法規の規定に従って直ちに報告しなければならない。

第 38 条 汚染物質排出事業者は提出された台帳記録、モニタリングデータと実施報告の真実性、完全性に対し責任を負い、法律に基づき環境保護主管部局の監督検査を受けなければならない。

第 39 条 環境保護主管部局は法律執行計画を策定し、汚染物質排出事業者の信用記録を勘案し、法律執行監督管理の重点と検査頻度を定めなければならない。

環境保護主管部局の汚染物質排出事業者に対する監督検査時には、汚染物質排出許可証で定めた許可事項の実施状況を重点的に検査しなければならない。法律執行モニタリング、台帳記録と自動モニタリングデータの検査及びその他の監視手段を通じて、汚染物質排出データと実施報告の真実性を確認し、許可排出濃度と許可排出量に合致するか否かを判定し、環境管理要件の実施状況を

検査する。

環境保護主管部局は現場検査の時間、内容、結果及び処罰の決定を全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームに記入し、法律に基づき全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で監督管理情報、汚染物質排出許可証未取得と汚染物質排出許可証の規定に違反して汚染物質を排出した汚染物質排出事業者の名簿を公表する。

第 40 条 環境保護主管部局は政府のサービス購入の方式を通じて、技術機関に汚染物質排出許可管理の技術サポートを手配あるいは委託することができる。

技術機関はその提出した技術報告に対し責任を負い、汚染物質排出事業者からいかなる費用も徴収してはならない。

第 41 条 上級環境保護主管部局は発給権限を持つ下級環境保護主管部局の汚染物質排出許可証発給状況に対し監督検査と指導を行うことができ、本規則第 49 条が定めた違法状況を発見した場合、上級環境保護主管部局は法律に基づき抹消することができる。

第 42 条 社会の大衆、メディアなどの汚染物質排出事業者の汚染物質排出行為に対する監督を奨励する。汚染物質排出事業者は直ちに汚染物質排出情報を公表し、積極的に公衆の監督を受けなければならない。

公民、法人とその他の組織が汚染物質排出事業者に本規則に違反する行為のある事を発見した場合、環境保護主管部局に告発する権利を有する。

告発を受けた環境保護主管部局は法律に基づき処理し、そして関連規定により調査結果についてフィードバックし、同時に告発者のために秘密を保持しなければならない。

第 5 章 変更、延長、抹消

第 43 条 汚染物質排出許可証の有効期限内に、下記の汚染物質排出事業者との関連事項に変化が発生した場合、汚染物質排出事業者は定められた期間内に発給環境保護部局に汚染物質排出許可証変更の申請を提出しなければならない。

(1) 汚染物質排出事業者の名称、住所、法定代表者あるいは主な責任者など正本の中に明記されている基本情報に変更が発生する日から 30 業務日以内。

(2) 汚染物質排出事業者の原因により許可事項に変更が発生する日以前の 30 業務日以内。

(3) 汚染物質排出事業者の従来のある所在地内での新築、改築、拡張プロジェクト実施で環境影響評価を実施すべきものは、環境影響評価承認意見を取得した後、汚染物質排出行為に変更が発生する日以前の 30 業務日以内。

(4) 新たに制定・修正された国と地方の汚染物質排出基準実施以前の 30 業務日以内。

(5) 法律に基づき分解し実施する重点汚染物質排出総量規制指標に変化が発生した後の 30 業務日以内。

(6) 地方人民政府が法律に基づいて制定した期限付き基準達成計画実施前の 30 業務日以内。

(7) 地方人民政府が法律に基づいて制定した重度汚染気象緊急対応計画実施後の 30 業務日以内。

(8) 法律法規が定めた変更を行う必要があるその他の状況。

本条第 1 項第 3 号が定めた状況が発生し、しかも汚染物質排出の等量あるいは減量代替による削減を通じて重点汚染物質排出総量規制指標を獲得した場合、汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可変更申請を提出する以前に、重点汚染物質排出総量規制指標を譲渡した汚染物質排出事業者は汚染物質排出許可証の変更を完了しなければならない。

第 44 条 汚染物質排出許可証の変更を申請する場合、下記の申請資料を提出しなければならない。

(1) 汚染物質排出許可証の変更申請。

(2) 汚染物質排出事業者の法定代表者あるいは主な責任者が署名あるいは捺

印した承諾書。

(3) 汚染物質排出許可証正本の写し。

(4) 汚染物質排出許可事項と関連のあるその他の材料。

第 45 条 発給環境保護部局は変更申請資料に対して審査を行い、変更を決定した場合、汚染物質排出許可証副本の中で変更内容を明記し、そして本機関の印章を捺印し、同時に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告しなければならない。本規則第 43 条第 1 項第 1 号の状況に属する場合は、また汚染物質排出許可証正本を再発給しなければならない。

本規則第 43 条第 1 項が規定する状況に属する場合、汚染物質排出許可証の期限は依然として元の証書発給日から起算する。本規則第 43 条第 2 項の状況に属する場合、変更後の汚染物質排出許可証の期限は変更日から起算する。

本規則第 43 条第 1 項第 1 号の状況に属する場合、発給環境保護部局は変更申請受理日から 10 業務日以内に変更決定を行わなければならない。本規則第 43 条第 1 項が規定するその他の状況に属する場合、変更申請受理日から 20 業務日以内に変更許可決定を行わなければならない。

第 46 条 汚染物質排出事業者が法律に基づき取得した汚染物質排出許可証の有効期間延長が必要な場合、汚染物質排出許可証の満期から 30 業務日以前に元の発給環境保護部局に申請を提出しなければならない。

第 47 条 汚染物質排出許可証の延長を申請する場合、下記の資料を提出しなければならない。

(1) 汚染物質排出許可証の延長申請。

(2) 汚染物質排出事業者の法定代表者あるいは主な責任者が署名あるいは捺印した承諾書。

(3) 汚染物質排出許可証正本の写し。

(4) 汚染物質排出許可事項延長に関連するその他の資料。

第 48 条 発給環境保護部局は本規則第 29 条の規定に基づき延長申請資料に対し審査を行い、そして延長申請の受理日から 20 業務日以内に延長を許可するか否かを決定しなければならない。

延長許可を決定した場合、汚染物質排出事業者の本機関の印章を捺印した汚染物質排出許可証を発給し、元の汚染物質排出許可証正本を回収し、同時に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告する。

第 49 条 下記のいずれかに該当する場合、発給環境保護部局あるいはその上級行政機関は、汚染物質排出許可証正本を抹消し、同時に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告することができる。

- (1) 法定職権を越えて汚染物質排出許可証を発給した。
- (2) 法定手続きに違反して汚染物質排出許可証を発給した。
- (3) 環境保護部局の職員が職権濫用、職務怠慢により汚染物質排出許可証を発給した。
- (4) 申請資格を持たない、あるいは法定条件に適合しない申請者に対し行政許可を与えた。
- (5) 法律に基づき汚染物質排出許可証を抹消できるその他の状況。

第 50 条 下記のいずれかに該当する場合、発給環境保護部局は法律に基づき汚染物質排出許可証の抹消手続きを行い、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告しなければならない。

- (1) 汚染物質排出許可証の有効期間が満了し、延長していない。
- (2) 汚染物質排出事業者が法律に基づき停止された。
- (3) 抹消すべきその他の状況。

第 51 条 汚染物質排出許可証に遺失、損壊が発生した場合、汚染物質排出事

業者は30業務日以内に発給環境保護部局に汚染物質排出許可証の再発給を申請しなければならない。汚染物質排出許可証を遺失した場合、再発給を申請する以前に全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で遺失声明を発表しなければならない。汚染物質排出許可証を損壊した場合、同時に損壊した汚染物質排出許可証を返納しなければならない。

発給環境保護部局は再発給申請受領後の10業務日以内に汚染物質排出許可証を再発給しなければならない、そして全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で公告しなければならない。

第六章 法的責任

第52条 環境保護主管部局に汚染物質排出許可証の申請受理、発給及び監督管理の法律執行の中で下記のいずれかの行為がある場合、その上級行政機関あるいは監察機関が改善を命じ、直接担当する担当者あるいはその他の直接責任者に対し法律に基づき行政処分を行う。犯罪を構成するものには、法律に基づき刑事責任を問う。

(1) 受理条件には適合するが法律に基づいて申請を受理していない。

(2) 許可条件に適合するものに対し法律に基づいて汚染物質排出許可証を発給しない、あるいは法定期限以外に汚染物質排出許可証発給を許可する決定を行った。

(3) 許可条件に適合しないものに対し汚染物質排出許可証を発給、あるいは法定職権を越えて汚染物質排出許可証を発給した。

(4) 汚染物質排出許可証の管理実施時に独断で費用を徴収した。

(5) 法律に基づいて汚染物質排出許可に関連する情報公開をしていない。

(6) 法律に基づいて監督職責を履行していない、あるいは監督が不十分で、深刻な結果をもたらした。

(7) その他の法律に基づき責任を問うべき状況。

第 53 条 汚染物質排出事業者が関連状況を隠蔽、あるいは虚偽の資料を提供して行政許可を申請した場合、発給環境保護部局は受理しない、あるいは行政許可を与えず、そして警告を行う。

第 54 条 本規則第 43 条の規定に違反し、汚染物質排出許可証の変更を速やかに申請しない、あるいは本規則第 51 条の規定に違反し、汚染物質排出許可証の再発給手続きを速やかに行わない場合、発給環境保護部局が改善を命じる。

第 55 条 重点汚染物質排出事業者が環境関連の情報を法律に基づく公開をしていない、あるいはありのままに公開していない場合、県級以上の環境保護主管部局が公開を命じ、法律に基づき過料を科し、そして公告を行う。

第 56 条 本規則第 34 条に違反し、下記のいずれかの行為がある場合、県級以上の環境保護主管部局は『中華人民共和国大気污染防治法』、『中華人民共和国水污染防治法』の規定に基づき、改善を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料を科す。改善を拒んだ場合、法律に基づき生産停止と改善を命じる。

(1) 規定に基づく排出された工業排気ガスと有毒有害な大気汚染物質、水質汚濁物質に対するモニタリングを行わない、あるいはモニタリングの生データを保管しない。

(2) 規定に基づく大気汚染物質、水質汚濁物質の自動モニタリング設備設置を行わない、あるいは規定に基づく環境保護主管部局のモニタリング設備とのネットワーク接続を行わない、あるいはモニタリング設備の正常な運用を確保しない。

第 57 条 汚染物質排出事業者に以下の汚染物質排出許可証を取得せず汚染物質を排出する状況が存在する場合、県級以上の環境保護主管部局は『中華人民共和国大気污染防治法』、『中華人民共和国水污染防治法』の規定に基づき、改善を命じ、あるいは生産制限、生産停止による改善を命じ、そして 10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が深刻な場合、承認権限を有する人民政府への承認申請を経て、営業停止、閉鎖を命じる。

(1) 法律に基づき汚染物質排出許可証を申請すべきであるが申請しない、あるいは申請後、汚染物質排出許可証を取得せず汚染物質を排出している。

(2) 汚染物質排出許可証の有効期限が満了した後に汚染物質排出許可証の延長を申請しない、あるいは延長申請が環境保護部局の許可を得ていないにもかかわらず依然として汚染物資を排出している。

(3) 法律に基づき汚染物質排出許可証を抹消された後にも依然として汚染物質を排出している。

(4) 法律法規が定めたその他の状況。

第58条 汚染物質排出事業者に以下の汚染物質排出許可証違反行為が存在する場合、県級以上の環境保護主管部局は『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国大気汚染防止法』、『中華人民共和国水汚染防止法』の規定に基づき改善を命じ、あるいは生産制限、生産停止による改善を命じ、そして10万元以上100万元以下の過料を科す。情状が深刻な場合は、承認権限を有する人民政府への承認申請を経て、営業停止、閉鎖を命じる。

(1) 排出基準を上回って、あるいは重点大気汚染物質、重点水質汚濁物質総量規制指標を上回って水質汚濁物質、大気汚染物質を排出する。

(2) 違法排出、モニタリングデータの改ざんあるいは偽造、現場検査忌避を目的とした臨時休業、非緊急状況下でのバイパス開放、大気汚染防止施設の不正常な運用など監督管理忌避の方式を通じて大気汚染物質を排出する。

(3) 浸透井戸、吸水坑、裂け目、鐘乳洞などの利用、地下パイプの不正設置、モニタリングデータの改ざん・偽造、あるいは水質汚染防止施設の不正常な運用など監督管理忌避の方式を利用して水質汚濁物質を排出する。

(4) その他の汚染物質排出許可証の規定に違反した汚染物質排出。

第59条 汚染物質排出事業者が大気汚染物質、水質汚濁物質を違法に排出し、過料を科され、改善を命じられた場合、法律に基づき処罰を決定した行政機関が再検査を行い、汚染物質排出事業者の大気汚染物質、水質汚濁物質の引き続き違法排出、あるいは再検査の拒否、妨害が発見された場合、処罰を決定した行政機関は改善を命じた日の翌日から、法律に基づき本来の過料額を日ごと連続処罰することができる。

第 60 条 汚染物質排出事業者に本規則第 35 条第 1 項第 2、3 号あるいは第 37 条第 4 項第 2 号が規定した異常状況が発生し、直ちに発給環境保護部局に報告し、しかも自発的に処置を講じ、違法行為の被害を解消あるいは軽減した場合、県級以上の環境保護主管部局は『中華人民共和国行政処罰法』の関連規定に基づき処罰を軽減すべきである。

汚染物質排出事業者は対応する四半期実施報告あるいは月次実施報告の中に本条第 1 項の状況を記載しなければならない。

第 7 章 附 則

第 61 条 本規則に基づく最初の汚染物質排出許可証発給時に、本規則の実施以前にすでに生産を開始、運営した汚染物質排出事業者に以下のいずれかの状況が存在し、汚染物質排出事業者が改善を承諾し、改善計画を提出した場合、環境保護主管部局はその組織に対し汚染物質排出許可証を発給することができ、そして汚染物質排出許可証の中にその存在する問題点を記載し、その承諾した改善内容と改善期限を規定することができる。

(1) 本規則の実施以前の新築、改築、拡張建設プロジェクトが本規則第 29 条第 1 号の条件に適合しない。

(2) 本規則第 29 条第 2 号の条件に適合しない。

本規則第 29 条第 1 号の条件に適合しない汚染物質排出事業者に対しては、発給環境保護部局が『建設プロジェクト環境保護管理条例』第 23 条に基づき、期限付き改善を命じ、そして過料を科す。

本規則第 29 条第 2 号の条件に適合しない汚染物質排出事業者に対しては、発給環境保護部局が『中華人民共和国大気汚染防止法』第 99 条あるいは『中華人民共和国水汚染防止法』第 83 条に基づき、改善あるいは生産制限、生産停止による整理を命じ、そして過料を科す。

本条第 2 項、第 3 項が定めた発給環境保護部局の命じる改善の内容、あるいは生産制限、生産停止し是正する内容は本条第 1 項が定めた汚染物質排出許可証の規定改善内容と一致しなければならない。本条第 2 項、第 3 項が定めた発

給環境保護部局の命じる改善期限あるいは生産制限、生産停止による是正の期限は、本条第 1 項が定めた汚染物質排出許可証の規定改善期限の開始終了時期と一致しなければならない。

本条第 1 項が定めた汚染物質排出許可証の規定改善期限は 3～6 ヶ月とし、最長でも 1 年を上回らない。

改善期間あるいは生産制限、生産停止による是正の期間に、汚染物質排出事業者は許可証に基づいて汚染物質を排出し、自主モニタリング、台帳記録と報告制度を実施しなければならない。発給環境保護部局は汚染物質排出許可証の規定に基づき監督検査を強化しなければならない。

第 62 条 本規則第 61 条第 1 項が定めた汚染物質排出許可証の規定改善期限が満期になり、汚染物質排出事業者が是正課題を完了、あるいは是正課題を前倒しで完了した場合、発給環境保護部局に汚染物質排出許可証の変更を申請することができ、発給環境保護部局は本規則第 5 章の規定に基づき汚染物質排出許可証に対する変更を行わなければならない。

本規則第 61 条第 1 項が定めた汚染物質排出許可証の規定改善期限が満期となり、汚染物質排出事業者が依然として許可条件に適合しない場合、発給環境保護部局は『中華人民共和国大気汚染防止法』第 99 条あるいは『中華人民共和国水汚染防止法』第 83 条あるいは『建設プロジェクト環境保護管理条例』第 23 条の規定に基づき、承認権限を有する人民政府に対して営業停止、閉鎖命令の承認の提案を提出し、そして本規則第 50 条の規定に基づいて汚染物質排出許可証を抹消する。

第 63 条 本規則の実施以前に地方法規に基づき発給した汚染物質排出許可証が依然として有効期限内にある場合、元の発給環境保護部局は全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームでデータを記入報告し、汚染物質排出許可証コードを取得しなければならない。すでに満期になった場合、汚染物質排出事業者は本規則に基づき汚染物質排出許可証を申請しなければならない。

第 64 条 本規則第 12 条の定める汚染物質排出許可証の書式、第 20 条の定める承諾書の見本と本規則第 26 条の定める汚染物質排出許可証申請書の書式は、環境保護部が制定する。

第 65 条 本規則で言う汚染物質排出許可とは、環境保護主管部局が汚染物質排出事業者の申請と承諾に基づき、汚染物質排出許可証という法律文書の発給を通じて、法律と規則に基づき汚染物質排出行為を規範化し制限する行為であり、環境管理要件を明確にし、汚染物質排出許可証に基づき汚染物質排出事業者に対して監督管理と法律執行を実施する環境管理制度を指す。

第 66 条 本規則で言う主な責任者とは、法律、行政法規の規定に基づき非法人事業者を代表して職権を行使する責任者を指す。

第 67 条 国家の秘密に関わる汚染物質排出事業者は、その汚染物質排出許可証の申請、受理、審査、発給、変更、延長、抹消、撤回、遺失再発給は秘密保持規定に基づき実施しなければならない。

第 68 条 本規則は公布の日から施行する。

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201801/t20180117_429828.htm